京都市後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

京都市長 門川 大作

を

京都市規則第102号

京都市後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

京都市後期高齢者医療に関する規則の一部を次のように改正する。

第4号様式2中「後期高齢者医療保険料領収書」を「後期高齢者医療保険料領収証書」

Γ

に、「この領収書」を「この領収証書」に、

② 年度 後期高齢者医療保険料納付書

(全) 年度 原符 後期高齢者医療保険料納付書

に、「後期高齢者医療保険料領収済通知書」を「後

期高齢者医療保険料納入済通知書」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用すること ができる。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)